

次の年齢の方は、町が実施する胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を無料で受診できます!

がん検診の受診率を50%にあげることを目標として、次の年齢に該当する方々に、町で行う胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を1回に限り無料で受診できるクーポン券を配布しています。クーポン券に同封された受診案内をご確認のうえ、忘れずに受診しましょう。

■子宮頸がん検診無料クーポン券対象者(女性のみ)

年齢	生年月日
21歳	平成5年4月2日～平成6年4月1日

■乳がん検診無料クーポン券対象者(女性のみ)

年齢	生年月日
41歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

■大腸がん検診無料クーポン券対象者(男・女)

年齢	生年月日
41歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
46歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
51歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
56歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
61歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

■胃がん検診無料クーポン券対象者(男・女)

年齢	生年月日
41歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
51歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日

子宮頸がんと乳がんの無料クーポン券対象の方へ

子宮頸がんと乳がんのクーポン券は、医療機関でがん検診を受診する際も利用することができます。平成26年12月26日までの間に1回に限り無料で受診できますが、卵巣腫瘍の検査を追加する場合は自己負担となります。

※利用の際は、受診を希望する医療機関に予約が必要です。

※胃がん・大腸がんの無料クーポン券は、医療機関では利用できません。



過去に無料クーポン券を利用されなかった方に、再度クーポン券を交付します!

働く世代の女性支援のためのがん検診をよりいっそう推進するため、平成21年度～平成24年度の4年間に、子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券の対象でありながら利用がなかった方等へ、再度クーポン券を送付し

ます。

利用方法は、今年度クーポン対象の利用方法と同じです。この機会にぜひ受診しましょう。

■子宮頸がん検診無料クーポン券再交付対象者(女性のみ・平成21年度～平成24年度にクーポン券の利用がなかった方)

生年月日
昭和63年4月2日～平成4年4月1日
昭和58年4月2日～昭和62年4月1日
昭和53年4月2日～昭和57年4月1日
昭和48年4月2日～昭和52年4月1日

■乳がん検診無料クーポン券再交付対象者(女性のみ・平成21年度～平成24年度にクーポン券の利用がなかった方)

生年月日
昭和43年4月2日～昭和47年4月1日
昭和38年4月2日～昭和42年4月1日
昭和33年4月2日～昭和37年4月1日
昭和28年4月2日～昭和32年4月1日

各種検診・クーポン券などに関する問い合わせ
美郷町保健センター ☎0187(84)4900

平成26年度から 指定医療機関でも特定健康診査を受診できます

これまで、美郷町早朝総合健診（集団健診）時のみ特定健康診査を受診できましたが、平成26年度から指定医療機関でも受診できるようになりました。

早朝総合健診の申し込み調べの際に「病院で受ける」と回答した40歳以上の国民健康保険加入者の方には、

4月中に「特定健康診査受診券」を送付します。指定医療機関に予約のうえ受診してください。費用は「無料」です（全て美郷町で負担します）。

※指定医療機関リストは受診券発送時に同封しますのでご確認ください。

平成26年度国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドック等助成金制度をご利用ください

美郷町国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方を対象に、人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成しています。早朝総合健診を受診できなかった方や、初めてドックを受けてみたい方など、平成26年度

中にドックを受診したい方は町福祉保健課医療保険班までお問い合わせください。

※全ての医療機関でのドック受診が対象です。

対象	美郷町国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
人間ドック	秋田県総合健診センター・仙北組合総合病院 平鹿総合病院・大曲中通病院・横手市立大森病院	仙北組合総合病院 大曲中通病院・横手市立大森病院
脳ドック	大石脳外科クリニック	大石脳外科クリニック

※平成26年度の人間ドック等助成への申込期限は平成26年12月26日です。

①上記契約医療機関で受診する場合

**ドック費用額から助成金が
差し引かれて請求されます**

②上記契約医療機関以外で受診する場合

**ドック費用を全額支払った後
町から助成金を交付します**

①、②のいずれの場合も、ドック受診前に必ず「人間ドック等助成金申請書」を提出してください。助成金の申請書は町福祉保健課および六郷・仙南の各出張所に備えています。

国民健康保険への届出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

■必要書類

国民健康保険に加入するとき
・ 社会保険資格喪失証明書 （職場から発行されます）
・ 認め印
国民健康保険を脱退するとき
・ 職場から交付された健康保険証 （加入した方全員分、コピー可）
・ 国民健康保険被保険者証
・ 認め印

■加入の届出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の保険者証を使った場合は、負担した医療費を返していただくことになります。

※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。

※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

問い合わせ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907